

日証協（店企）15第287号
日証協（特会）15第80号
平成15年9月12日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会
常務理事 菊一 護

「一般振替DVPによる資金のネットティング」と証券取引法第161条の2に規定する取引
及びその保証金に関する内閣府令第9条との関係について

- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

証券保管振替機構（以下「機構」という。）では、その振替業務の主要な部分を占める一般振替（機構における口座振替のうち、取引所市場取引及び店頭市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。）について、DVP制度（以下「一般振替DVP制度」という。）を導入することが予定されています（平成16年5月予定）。

この一般振替DVP制度では、「グロス＝ネット型」のDVPスキーム（有価証券の口座振替を1件毎のグロスで処理する一方、資金決済については、1日の決済金額をネットティングした差引額で行う方法をいう。）を採用する予定であります。

このため、標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、協会員から照会のあった下記 . の事項について、当局に照会したところ、下記 . のとおり、回答がありましたので、御通知申し上げます。

記

. 照会事項

一般振替DVPにおける資金ネットティングと証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（以下、「府令」という。）第9条においては、信用取引と明示しない取引について、顧客に未決済勘定が生ずることとなる場合に、いわゆる差金決済を禁止しているが、以下の点について、照会する。

- ・証券会社Aの顧客であるBが、取引所市場外取引を行った場合、その決済（一般振替DVPによる決済を含む。）においては、そもそも決済履行時限が存在せず、従って、未決済勘定が発生しないことから、当該府令に抵触するものではないと解してよいか。
- ・証券会社Aの顧客であるDVP参加者Cが、証券会社Aを通じて取引所市場又は店頭市場において日計り売買等を行い、証券会社Aと顧客Cとの間の決済を一般振替DVPで行った場合、顧客がDVP参加者であるが故に一般振替DVPのスキームの下で決済することとなる。その結果、清算機関を介する取引は、DVPにより同時に債権債務を履行することから、決済時限に差は生じず、未決済勘定が発生しないことから、当該府令に抵触するものではないと解してよいか。

. 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

以 上